

岩舟総合運動公園サッカー専用スタジアム住民訴訟の敗訴を受けた今後の取組について

当市議会では、執行部から、民間企業によるサッカースタジアムの設置に対する支援の一環として、市長の裁量行為により固定資産税及び公園使用料の免除を行う旨の説明や提案を受けました。

その後、本事案については、住民訴訟が提起され、固定資産税及び公園使用料の免除は違法である旨の司法判断がなされました。

裁判の結果として違法性が確定したものではありませんが、当市議会としては、執行部の判断の誤りを正すことができず、当時を省みれば、議会、あるいは議員一人一人がさらに慎重に対応すべき部分があったのではないかとの思いがございました。

今般の事態を受けて、議員は、改めて、二元代表制の一翼として市政をチェックする立場にあることを肝に銘じるとともに、議会基本条例をはじめとする関係法令を遵守し、各々がその役割を全うすべく一層の努力を重ねてまいります。

また、議会としては、このような事案を二度と繰り返さないこと、加えて、一層複雑化する行政課題に対応するため、議事等に対する調査・審査機能の深化を目的に次のようなことに取り組むことといたします。

1 議案等調査における外部の専門家の活用

議会に対する説明や議事の提案は、執行部側が事前に関係法令の解釈を行い、適法性を確認することが前提であると考えます。

一方で、議会や議員も説明聴取や表決に当たって、その判断に責任を負うことは当然のことです。しかしながら、行政課題が複雑化・多様化する中で、執行部側から示される事案数は増加し、また、限られた時間で判断を求められることが多く、さらには、高度に専門的な知見を要する場合があります。

このことから、議員が表決等の前提となる議案等調査に当たって、法的な解釈を求められる事案をはじめとして専門的な知見が必要となる事案について、判断の一助として、外部の専門家の助言を受けることができる仕組みの導入を検討します。

2 議員研究会の開催方法の工夫

執行部による議案の事前説明や各種施策の方針説明は、議員研究会において行われることが多くなっています。

今回のサッカースタジアム設置についても、複数回の議員研究会で説明聴取を行った経緯がありますが、一回当たりの議員研究会で同時に多数の案件が議題になることが多く、時間の制限は設けていないものの、一件当たりの説明、質疑応答の時間が短くなり、必要な議論が十分に行われていなかった可能性も考えられます。

このことから、今後、議員研究会において、重要案件の説明が行われる場合には、例えば、開催日を別途設けた上で当該案件のみを議事とすることや、説明聴取のみに留めることとし、議員側の調査期間を確保した上で後日改めて質疑応答の機会を設けるなど開催方法の工夫を検討します。

3 能動的な調査の実施

議会や議員の調査又は説明聴取の機会は、本会議、常任委員会及び議員研究会等がありますが、その会議形態は、執行部側からの説明に対する質疑応答が主となり、受動的な側面があります。

議会は、執行権限のある市長側からの提案を審査することが主な役割ですが、その一方で、議会や議員はその判断に責任を負うこととなりますので、自らが動いて調査・研究をすることにより、その責任をより適切に果たすことができるのではないかと考えられます。

そこで、特に、重要事案等に対してはより慎重に対応し、的確な判断が行えるよう、例えば、議会側の提案による議員研究会の開催や常任委員会における所管事務調査の実施など、議会自らが自発的な調査を行う取組の活性化を図ります。

(令和6年3月27日議員全員協議会において協議)

令和6年3月27日

栃木市議会議長 中 島 克 訓